

意見書案第 16 号

改正マイナンバー法の廃止を求める意見書

上記の意見書を次のとおり提出します。

令和 5 年 7 月 6 日

大津市議会議長

竹 内 基 二 様

提 出 者 林 ま り
柏 木 敬友子
小 島 義 雄

改正マイナンバー法の廃止を求める意見書

健康保険証の廃止が盛り込まれたマイナンバー法等改正案が令和5年6月2日に成立した。しかし、マイナンバーカードの運用においては、コンビニでの証明書交付サービスにおける他人の住民票の誤発行や、古い印鑑登録証明書の誤交付、公金受取口座の誤登録に加え、他人の医療情報を誤って開示するなどシステムの根幹を揺るがす事態が続々と明らかになっている。

全国の開業医の約6割が参加している全国保険医団体連合会は、令和5年5月23日に廃案を強く求める声明を発表し、採決が強行された令和5年6月2日には医療現場と患者の無用なトラブルを招く健康保険証廃止法案に抗議する緊急記者会見を行い、マイナンバーカード保険証による医療現場のトラブル調査の結果及び抗議声明を発表した。声明では、健康保険証の廃止は、「無保険扱いとなる者を政策的に作り出す愚策だ」と、厳しく批判し、マイナンバーカード保険証情報の誤登録について、「他人の情報の紐づけは医療事故を招きかねない重大問題。国民の命と健康を軽視していると言わざるを得ない」と強調している。

また、全国保険医団体連合会が全国の医療機関で実施した調査の結果では、約6割の施設においてオンライン資格確認でトラブルが発生し、「資格無効・該当なし」などと表示。トラブルの対応については約7割が「健康保険証で資格確認」と回答しているが、国を信用して健康保険証も持参しないまま、国が示す運用指針に基づき10割全額負担となっている患者も少なくないことを指摘している。

さらに、当該調査では、本人情報と他人情報が同時に表示されたとの声が複数の医療機関より寄せられている。他人の医療情報のひも付けは投薬・治療情報の取り違えにつながり、医療事故を招きかねない重大問題である。加えて、施設入居者のマイナンバーカード保険証申請を誰がするのか、訪問・在宅医療、高齢独居の方々の申請やマイナンバーカードの管理に係る課題も未解決のままである。

そもそも、医療情報の誤登録や、公金受取口座の誤登録、マイナポイントの誤交付は、国の強引なマイナンバーカード普及推進策の下で起きるべくして起きたエラーであるにもかかわらず、国は自治体や保険者、医療現場に責任を押し付けている。

健康保険証を廃止するマイナンバーカード保険証の運用は、安全・安心な医療への信頼を根底から揺るがし、公的医療保険制度を崩壊させかねない。さらに政府は誰一人取り残されない、人に優しいデジタル化をと言うが、現在行っている強引な普及推進は、介護が必要な高齢者や障がい者など最も弱い立場の人々を取り残すものである。

よって、国及び政府においては、改正マイナンバー法を廃止することを求めるものである。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和5年7月6日

大津市議会議長 竹内 基二

内閣総理大臣

総務大臣

厚生労働大臣

デジタル大臣

衆議院議長

参議院議長

あて